

令和3年7月栄町教育委員会会議定例会議事録

期日 令和3年7月28日（水）開会：午後2時 閉会：午後2時50分

会場 栄町役場2階第4会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	藤 ヶ 崎 功
委 員(教育長職務代理者)	中 島 宣 行
委 員	大 久 保 雅 從
委 員	石 川 京 子
委 員	濱 田 香 奈

欠席委員 なし

説明のため出席した職員

教育総務課長	磯 岡 和 之
学校教育課長	鳥 羽 英 之
生涯学習課長	稲 葉 彰 司
学校給食センター施設長	由 井 茂

職務のため出席した職員

教育総務課長補佐（書記、議事録）	大 木 正 義
------------------	---------

傍聴人：1人

1 教育長開会宣言

2 議事の進行 中島宣行委員（教育長職務代理者）

3 署名委員の指名 石川京子委員

4 会期 本日1日限り

5 教育委員の活動報告

令和3年 7月 「教育委員の活動報告」

月	日	曜	場所	活動名	内 容
7	1	木	役場	会議	庁内課長会議に参加しました。
	2	火	役場	会議	校長会議に参加しました。県内不祥事は2か月連続でゼロ、いじめ情報も町内で無く、学力向上について、町内の全国学力学習状況調査の事前データをもとに、考える場と時間の確保から指導しました。また、最近の佐倉市小学校のクラスター公表事案、成田市が「まん延防止等重点措置地域」に指定されたことから、感染が拡大されている近隣地域から通勤してくる教職員の家庭内感染を想定する危機管理を指導しました。
	3	土	役場	災害対策	災害対策設置前会議に参加しました。6時30分の時点では、ふれプラでの避難所開設は準備完了。8時15分までの間、教育総務課長が学校施設の状況確認に出向きました。11時15分の会議にて、解散となりました。
	5	月	教育長室	面談	体調不良で休んでいる教員の家族の方と面談しました。
			役場	会議	教頭会議に参加しました。教育事務所訪問への対応について、感謝するとともに、その目的について話しました。また、6月の働き方について、話しました。
	6	火	白井市	会議	印旛地区教科用図書採択会議に参加しました。
	8	木	布鎌小	訪問指導	千葉県教育庁北総教育事務所次長訪問があり、お迎えしました。
	13	火	役場	会議	政策会議に参加しました。
				挨拶	千葉県教育振興財団の新しい理事長「中村敏行」氏をご挨拶に来庁されました。
	14	水	役場	朝礼	町長からの訓示を受けました。
				公聴	メダカの先生尾高さんの訪問を受けました。
	16	金	佐倉市	会議	印教連常任理事会、教育長会議に参加しました。
	21	水	役場	会議	委員会内課長会議を開催しました。
	26	月	教育長室	要望書受領	校長会からの要望を受けました。
			役場	災害対策	台風8号の上陸に備えての災害対策会議設置前会議に参加しました。
	27	火	役場	災害対策	台風8号の上陸に備えての災害対策会議設置前会議に参加しました。
			役場	ヒアリング	令和2年度教育委員会の点検評価に関する各課からのヒアリングをしました。
	28	水	ふれプラ	視察	サマーわくドラを視察しました。
			役場	定例会	教育委員会会議定例会を開催しました。(報告2件、議案4件)

藤ヶ崎教育長：

前回、定例会後の活動報告をいたします。

2日、校長会議を開催しました。県内の教職員の不祥事はなく、町内のいじめ情報も届いておりません。町内児童生徒と教職員の新型コロナウイルス感染もなく、1学期を無事に終えることができるようお願いしました。

3日、土曜日、早朝に召集がかかり、6時30分からの災害対策本部設置前会議に、教育総務課長とともに参加しました。次の会議である8時15分までの間、教育総務課長が学校施設の巡回に出向きました。8時15分の会議では、各課からの報告があり、11時の降雨状況を様子見して、11時15分の会議にて、解散となりました。

5日、月曜日、体調不良で休んでいる教員の家族の方が来庁され、今後について面談しました。

その後、教頭会議に参加しました。教育事務所訪問への取組について話すとともに、自然災害並びに熱中症への注意喚起をしました。

6日、「教科用図書印旛採択地区協議会」に参加してきました。最初に中学歴史教科書の専門調査員長からの説明があり、質疑を経てから、投票がありました。東京書籍が22票、自由社2票という結果で、印旛地区では、次年度以降も東京書籍の歴史教科書を採用していくことと決定しました。

続いて特別支援教育において、一般図書を使ってもよいという決まりから、先の委員協議会で実際に触れていただいた3冊は、全会一致で承認されました。また、除外本については、表現に支障があるものを前年度同様、除外本として協議し、決定してきました。この後、学校教育課長から教科用図書の採択についての議案をあげております。よろしくお取り計らい願います。

8日、木曜日、町教委から要請した「県教育庁北総教育事務所小林次長の訪問指導」があり、同行して指導を受けました。なお、布鎌小学校は現在、大規模改修中でありまして、完成した際には、教育委員の皆様にも、閲覧・視察の機会をもちたいと考えています。

14日、水曜日、12日付で懲戒免職となった消防署職員の件で、信用失墜行為を厳に慎むよう、町長から訓示を受けました。午後には、安食台小学校でメダカをいただいた木塚の尾高さんが金島さんとともに来庁され、メダカ飼育の話を伺うことができました。

16日、金曜日、印教連常任理事会に参加しました。協議事項として、2点ありまして、一つは、印教連教育功労表彰にかかる選考会議の計画と、二つ目は、印教連指定の公開研究校についてです。八街市立朝陽小学校では、道徳が計画されていたわけですが、こちらは先の交通事故死の関係から中止となり、もう一つの成田市立本城小学校の算数科は現時点では公開の方向とのことでした。なお、9月の教育長職務代理者研修会は、予定通り実施するとのことでした。中島委員、よろしくお願いいたします。

引き続き行われた教育長会議では、八街市から「飲酒運転による児童死傷事件」

の情報提供がありまして、1名は退院し、2名はまだ入院しているとのこと。また、兄弟姉妹関係で登校できずにいる子も何名かいるとのことでした。そして、現在は、国からスクールバスのモデル地区に指定される方向とのことでした。

事件後、国・県から通学路点検の要請が届いています。本町でも子供たちの安全安心に向けて、取り組んでいるところです。詳しくは、学校教育課長から後ほど説明をいたします。

26日、町校長会からの要望を受けました。教育委員会全職員で供覧し、精査して、予算要求に向かいたいと思っています。

27日、教育委員会の点検評価について、各課からヒアリングを行いました。後日、教育委員の皆さんにはご説明の機会を設けます。

そして、本日からサマーわくドラが始まりました。コロナ禍で、各学校を使用せず、ふれあいプラザさかえで本日から10日間の計画で始めました。隣の成田市がまん延防止等重点措置の対象地域であり、この事業で感染拡大させるわけにはいきませんので、厳重に予防対策をしているかを見て参りました。子供たちは、換気された部屋と厳重な滅菌措置によりボランティアの方たちの指導を受けていました。二人の高校生に聞いたところ、印西市から電車に乗って参加してくれている方と本町在住の方でした。感謝してきました。

ただ、ここ数日、本県の新型コロナウイルス感染急拡大に伴い、本日には、熊谷知事が緊急事態宣言発令を政府に要請するようです。そのため、県から発出される生涯学習・社会教育施設におけるガイドラインを参考に、サマーわくドラの開催を検討せざるを得ないものと考えます。

それでは、この後、報告2件、議案4件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

大久保委員：

7月6日に「教科用図書採択地区協議会」に参加してきました。中学校の社会科学歴史教科書については、東京書籍に決定されました。教科書の内容については、事実に基づいて記述されていて、教科書の採択に関して妥当であるという選択結果になったと思います。

ただし、自由社に対しての採択希望が2票ほどあり、全国的にも少しずつですが採択する地域が出てきているということです。

7月27日に町役場の1階において、栄町ライオンズクラブ主催の献血において役員として受付をしました。子供たちにとっては大人になってから、献血ができるということで赤十字の方からも話があり、ぜひとも多くの方に協力してほしいとのことでした。

当日は、教育長をはじめとして教育委員会の職員の方たちにも献血に協力してもらいました。また、役場の多くの職員にも献血に協力してもらいました。ありがとうございました。

ございました。夏場は、献血してもらえ血液の量が減ってしまうのと、保存期間がそれほど長い訳ではないので、血液が不足しがちになるということです。特に今年は、コロナ禍の関係も血液不足に影響しているということです。他市でも同様な形で実施していますが、栄町ほど献血に協力をしてもらえていないということで、栄町役場の協力に対して赤十字の方からお礼の言葉をもらいました。69歳まで献血はできるので、今後とも協力をお願いしたいです。次回の町役場の献血は10月22日ですので、ご協力をよろしく申し上げます。

石川委員：

7月2日のI I K Sに参加してきました。昨年も講師で来ていただいた竹内先生の「インターネットの関わり方」という内容で、参加者全員がタブレットを一人一台お借りできて、話を聞いたり実際に動かしてみたりしました。内容がとてもよくてわかりやすかったのも、もっとたくさんの保護者の方に聴いてもらいたかったです。

7月22日のサマーキッズの陶芸教室を見学してきました。普段、ふれあいプラザさかえで活動している陶友会の皆さんの全面的な協力をいただいて、1テーブル4人に対して2人ぐらいの割合で指導にあたってください、子供たちにとっては至れり尽くせりで生き生きと活動していました。その作品は、8月6日に焼き上げるということです。子供の時にいろいろな物づくりを体験することは、とても有意義なことで、よい事業だなとつくづく思いました。

また、午後はサマーわくドラ中学生の部を視察してきました。1、2、3年生の各3名ずつの児童に対して、高校生のボランティア5名が目キラキラさせながら熱心に指導されていて、とてもよい雰囲気でした。

中島委員：

千葉県では、東葛中学校や千葉中学校などのように、自由社の歴史教科書を採択している地域はありますか。

藤ヶ崎教育長：

その前に育鵬社というものがあまして、自由社の教科用図書は来年から新しく提供されるものです。その大元となっているのが育鵬社になりますが、今は育鵬社の教科書は東葛中学校と千葉中学校で採択されています。定かではありませんが、それ以外の地域で採択されている場所はなかったと思います。

横浜市が前回、育鵬社を採択していましたが、今回は違う教科書会社を採択したと聞いています。杉並区も前は育鵬社を採択していましたが、今回はどうなったかわかりません。全国的にも少しずつですが、育鵬社を採択するところが広がっているのは確かです。

6 案 件

報告第1号 第51回千葉県少年野球（千葉日報旗）大会の後援承認について

磯岡教育総務課長：

それでは報告第1号についてご説明いたします。

令和3年7月4日付けで特定非営利活動法人千葉県少年野球連盟理事長，平澤晃氏及び栄町少年野球連盟会長，吉尾雅之氏から「第51回千葉県少年野球大会（千葉日報旗）」について後援承認申請がありました。

行事の趣旨は，青少年の健全育成の一環として，県内各地の少年を一同に集め，スポーツを愛し，スポーツを楽しみながら部員相互の調和と親睦を図り，併せて軟式野球の普及に努めることとしています。

会場及び日程は，市原市ゼットエーボールパーク及び近隣市町野球場で，8月1日の日曜日，7日の土曜日，8日の祝日，9日の祝日振替日，14日の土曜日，15日の日曜日，予備日としては21日の土曜日となっております。

参加予定者数は64チーム，参加方式は，大会基準に基づき15地域から勝ち抜いた小学生で構成されたチームによるトーナメント方式で実施します。

行事の後援者としては，千葉県教育委員会，千葉県野球協会，栄町教育委員会等となっております。

報告第2号 一の宮神社から古刹めぐりウォーキングの後援承認について

磯岡教育総務課長：

続きまして，報告第2号についてご説明いたします。

令和3年7月14日付けでのら里くら里健康ウォーキングの会代表，中澤一夫氏から「一の宮神社から古刹めぐりウォーキング」について後援承認申請がありました。

行事の趣旨は，景行天皇のゆかり「印波の鳥見の丘」を始め，コース内の古刹をめぐり，歴史を学ぶとともに地域の活性化を目指し，参加者の健康づくりと相互の親睦を図るものです。

会場及び日程は，令和3年10月2日の土曜日で雨天中止となります。ふれあいプラザさかえ10時30分ドラムバスで出発し，一の宮神社，大六天神社，琴平神社等を巡り，ふれあいプラザさかえに12時30分ゴールの予定です。

参加予定者数及び参加の方式は，先着20名で，ふれあいプラザさかえ窓口に申込書を提出となっております。行事の後援者は栄町教育委員会となっております。

報告第1号から報告第2号につきましては，共催後援規程の趣旨に沿ったものでありますことから，教育長が専決処分したものでございます。以上よろしく願いいた

します。

議案第1号 令和4年度使用教科用図書の採択について

鳥羽学校教育課長：

議案第1号「令和4年度使用教科用図書の採択」について、提案理由並びに内容について説明いたします。

はじめに提案理由です。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条及び学校教育法附則第9条「教科用図書使用の特例」の規定により、別添のとおり令和4年度使用教科用図書の採択について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第16号の規定により栄町教育委員会の議決を求めるものです。

内容についてです。次をご覧ください。6月16日の教育委員協議会でご検討いただいたところですが、令和4年度使用教科用図書の採択について、令和3年7月7日付け教印採第10号で令和3年度教科用図書印旛採択地区協議会長から報告のあった令和4年度使用教科用図書の選定結果のとおり採択する。としております。

次ページ以降は、教科用図書印旛採択地区協議会長からの採択結果となります。

《審議結果》

承認

議案第2号 栄町通学区域審議会委員の委嘱について

鳥羽学校教育課長：

議案第2号「栄町通学区域審議会委員の委嘱」について、提案理由並びに内容について説明いたします。

はじめに提案理由です。栄町通学区域審議会条例第5条の規定により、別紙の者を委員として委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容です。令和2年6月1日より2年間の任期で委嘱した栄町立安食小学校PTA会長の勝田寛史氏が、同校PTA会長の職を退いたため、新たに、栄町PTA連絡協議会会長である、栄町立竜角寺台小学校PTA会長職となる、PTA代表の近藤彩子氏に委嘱するものです。委嘱期間は、勝田氏の残任期間である、令和3年7月28日より令和4年5月31日となります。

《審議結果》

承認

議案第3号 栄町学校給食センター運営協議会委員の委嘱について

鳥羽学校教育課長：

議案第3号「栄町学校給食センター運営協議会委員の委嘱」について、提案理由並びに内容について説明いたします。

はじめに提案理由です。栄町学校給食センターの管理運営に関する条例第4条の規定により、別紙の者を委員として委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容です。令和2年10月1日より2年間の任期で委嘱した栄町立安食小学校PTA会長の勝田寛史氏が、同校PTA会長の職を退いたため、新たに、栄町PTA連絡協議会会長である、栄町立竜角寺台小学校PTA会長職となる、PTA代表の近藤彩子氏に委嘱するものです。委嘱期間は、勝田氏の残任期間である、令和3年7月28日より令和4年9月30日となります。

《審議結果》

承認

議案第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に規定する災害共済給付に係る共済掛金及び免責の特約に関する要綱について

鳥羽学校教育課長：

議案第4号「独立行政法人日本スポーツ振興センター法に規定する災害共済給付に係る共済掛金及び免責の特約に関する要綱」について、提案理由並びに内容について説明いたします。

はじめに提案理由です。独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第10条第1号の規定により、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金に関する要綱を制定することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容です。独立行政法人日本スポーツ振興センター、以下「センター」とよびます、災害共済制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、以下「法」と呼びます、に基づき、学校管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付を目的とした制度で、現在、全国の学校等の児童生徒総数の約95%が加入しています。

本災害共済制度における町の対象は小中学校の児童生徒で、保護者の同意のもと、ほぼ全員が加入しているところです。給付金は申請により、受診の際の自己負担分3割に1割を加えた4割が給付されることとなっています。

令和3年度の掛金は、法施行令第7条の規定により年額920円（要保護児童生徒にあっては年額40円）と定められており、同第9条の規定により、学校設置者はそ

の4/10～6/10を保護者から徴収するとされています。

そのため町は920円の5/10にあたる460円を保護者より徴収し、要保護及び準要保護児童生徒については、経済的理由によりその保護者から共済掛金を徴収しておりません。

令和元年11月8日付の会計検査報告に基づき、保護者から徴収する予定であった保護者負担額の設定及び経済的理由により、要保護児童生徒等の保護者から保護者負担金を徴収していないことを明記した客観的な資料として規則等の再整備が必要とされたことから、本要綱を制定するものです。

財政への影響は、現在の保護者負担金と比べて同額であるため新たな財政支出はありません。令和3年度は執行済みとなっています。

要綱に求められる内容は、本来、保護者から徴収する予定であった「保護者負担額」が設定されていること及び経済的理由により、要保護児童生徒等の保護者から「保護者負担金額」を徴収していないことが明記されていなければならないことから、

第1条に、共済掛金について必要な事項を定める旨を記載しました。

第2条に、共済掛金の保護者負担額を明記しました。共済掛金については変更もあることから、割合で示すこととし、その割合を法施行令第9条により5/10としました。

第3条に、免責の特約について明記しました。免責の特約については、学校の管理下における児童生徒等の災害について、学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合に、センターが災害共済給付を行うことによりその価格の限度において、その責任を免れさせる旨の特約であることから教育委員会の負担であることを明記しました。

本要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものとします。

《審議結果》

承認

7 その他

磯岡教育総務課長：

8月の行事予定表をご覧ください。当初は、8月25日、水曜日の午後2時から教育委員会の定例会の開催を予定していましたが、変更をして当日の午前9時半からふれあいプラザさかえにて実施したいと思います。併せまして、当日はサマーわくドラが実施されていますので、そちらの方を視察した後に定例会を行いたいと思います。

定例会の開始時刻等の変更について、教育委員のご都合はいかかでしょうか。

大丈夫でしたら、教育委員会の定例会の開始時間及び開催場所の変更を行っていきます。

次に2枚目の資料をご覧ください。欄外に記載させてもらっているとおり、4月当

初には予定されていませんでしたが、9月1日の水曜日に委員協議会ということで、教育委員会事務事業の点検・評価について説明をさせていただき、委員協議会として開催させていただきます。こちらの方も教育委員のご都合はいかかでしょうか。また開催通知等については、追ってご連絡させていただきます。

最後になりますが、令和3年度市町村教育委員会オンライン協議会の実施についてということで、前回の教育委員会会議の時に話をさせてもらったように、市町村教育委員会研究協議会及び市町村教育委員研究協議会についてということで、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、事務連絡にて見直しをするということで言われていました。オンライン協議会という形で実施するような運びになっていますので、参加希望の方がいらっしゃれば、8月2日までに事務局の方に報告しますので、今週末までに返事をいただければと考えています。

鳥羽学校教育課長：

まず、学校の状況ですが、先週火曜日に1学期の終業式を迎えました。1学期も各校の感染症対策により、児童生徒教職員ともに感染者なく、無事に終えることができました。終業式の日様子を指導主事が参観させていただきましたが、どの学校も落ち着いた雰囲気の中で、最終日を過ごしていたと報告を受けています。これまでのご支援ご協力ありがとうございました。

次に、サマーわくドラについてです。6月の教育委員会会議でも報告させていただきましたが、本日から夏季休業中のサマーわくドラが始まりました。

参加児童生徒数は、1年生24名、2年生29名、3年生20名、4年生33名、5年生19名、6年生31名、小学生合計156名、中学1年生6名、中学2年生3名、中学3年生7名、中学生合計16名、総計172名で、昨年度の約半数となります。これは、前回ご報告したとおり、感染症対策等により、各校での開催が難しいと判断したため、全ての学年ともに、ふれあいプラザさかえを会場として実施します。このため、低学年の児童や、夏季休業中に学童に通われている児童については、子供だけで学童へ通所することはできないことなどにより、参加が難しいことから、残念ではありますが、この参加者数となったものです。ボランティアの方は、総計116名で、内訳は、高校生93名、大学生6名、地域一般の方17名となっています。高校生の生徒の皆さんに多く協力いただいています。私も午前中に会場準備等してまいりましたが、本日も50名ほどのボランティアの方にご支援いただき、小学生も1年生から6年生までの児童が、とても熱心に夏休みの課題等に取り組んでいました。

夏休み前半は、本日28日、29日、30日、8月3日、4日です。後半は、8月24日から27日、31日の計10日間の開催となります。新型コロナウイルス感染症対策のため、多くの教室に分散して実施することとしています。25日の教育委員会会議の折には参観いただくことになると思います。よろしく願いいたします。

続いて別紙資料にあります。令和3年11月9日、火曜日に開催予定の第7回子ど

も模擬議会についてご報告いたします。本年も、児童生徒の「主権者教育を推進し、地域に対する関心を高め、郷土愛を育成するとともに、次代を担う児童生徒たちの意見を今後のまちづくりに反映させていくこと」を趣旨・目的として、子ども模擬議会を開催いたします。

参加は、栄中学校生徒が議長1名を含む8名、各小学校6年生が各校2名の計8名で全体計16名になります。午後2時より開会し、場所は町役場5階議場にて行います。

答弁の形式は、概要については町長又は教育長が発言し、詳細及び再質問については担当課長が答弁するものとしております。

裏面は、各子ども議員から提出された質問事項となります。少し小さいのですが、ご覧いただきますようお願いいたします。それぞれ、よく考えていただいた質問事項となっています。当日、小中学生の頑張る姿をご覧いただきましたら幸いです。

次に、通学路安全点検についてです。6月に八街市で児童が巻き込まれる痛ましい交通事故がありました。6月の教育委員会会議でもご報告させていただいたとおり、学校教育課では、6月22日の火曜日、25日の金曜日に通学路安全点検を実施しました。

その後、文部科学省より、点検の通知があり、再度の点検を昨日及び、本日、また、来週に実施する予定としております。1回目の点検では、例年通り、学校やPTA、地域関係者の皆さんからのご意見ということで実施したところですが、今回は、広く保護者の皆さんからのご意見が必要ということで、全ての保護者の皆さんにアンケートを実施し、安全点検を行うこととしました。

いただいたご意見を、学校教育課、建設課、印旛土木事務所、警察、学校の関係団体により、危険箇所の処置をどう取り扱うかを協議するため、通学路点検を行います。

結果については、教育委員会ホームページで公開するとともに、関係機関等への働きかけを行っていくものとします。

最後に、7月24日の土曜日に行われた。安食小学校区のサマーデイキャンプを拝見させていただきましたので、ご報告します。安食小学校区では、ふれあい推進委員の皆さんにより、例年この時期に6年生を対象としてサマーキャンプを企画していただいています。

昨年は、コロナ禍対策により中止になり、今年度も宿泊は中止としましたが、デイキャンプとして実施していただきました。6年生3名ほどが不参加ということでしたが、50名を超える児童が参加し、カレー作りや謎解きゲームにチャレンジし、楽しい時間を過ごすことができました。地域の皆さんの学校への、子供たちへの協力体制や愛情を感じました。

稲葉生涯学習課長：

8月事業案内ですが、サマーキッズの講座として、先ほど石川委員さんより第1回

目の講座を視察したという報告がありましたが、第2回目の講座である陶芸教室が6日に、切り絵教室が29日に、またシニア向けスマートフォン教室が25日にふれあいプラザさかえで行われる予定です。

次に、東京2020パラリンピック聖火リレー栄町採火式が18日に役場玄関前で行われます。こちらにつきましては、千葉県における緊急事態宣言の話がありますが、県では18日の1週間前に開催するかどうかの最終判断が行われて、こちらの方に連絡がくる予定です。

なお、オリンピック関係としまして、今月2日に幕張メッセ駐車場で点火セレモニーが行われ、栄町から弘海龍也さんが参加しました。聖火リレートーチとユニホームを弘海さんのご厚意によりお借りし、ふれあいプラザさかえのロビーに8月末まで展示してありますので、ぜひご覧ください。

お話し会が28日にキッズランドにて行われます。

図書室購入図書7月分についてですが、一般書31冊、児童書16冊となります。人気本や話題本、ベストセラー本等を選書しました。

令和2年度ふれあいプラザさかえ利用者数についてですが、5月の教育委員会会議で体育施設の利用状況を報告しましたが、今回、ふれあいプラザさかえの利用者数がまとまりましたので、別紙をご覧ください。そこには、毎月の各部門での利用者数と年度別の使用者数が表されています。

令和2年度はコロナ禍により、ふれあいプラザの休館や利用制限がありましたので、前年度までと比べて、大きく減少しています。

なお、現在も収容人数の50%までの利用人数制限やマスク着用、換気、消毒を継続実施しています。

由井給食センター施設長：

給食センターから、今年度1学期の実施状況等につきまして報告いたします。

今年度の給食の提供人数ですが、毎月提供する人数が臨時職員や職員研修生の受け入れ、転入、転出、長期休暇などにより変わりますが、4月は、1,224人に給食を提供させていただき、毎月1,230人以内の提供となっております。

次に4月から7月の給食の提供回数ですが、4月の始業式の翌日の8日から7月の終業式の前日の19日までに計68回提供させていただきました。

完食賞についてですが、こちらは、学校により各クラスを単位として給食を完食した場合、その旨を学校から届けてもらい、それにより完食賞を交付していますが、この制度を活用するかについては各学校の裁量におまかせしております。

こちらの表は、4月から7月の各小学校別、クラス別の完食賞の回数を記載いたしました。この中で一番は安食小学校4年2組の68回で、これは、今年度給食を提供した68回全てを完食したことになります。

給食の残菜率一覧についてですが、この表は、今年度の各学校の月の平均値に基づ

いた給食の残菜率を表したものになります。

この中で一番食べ残しが少なかったのは、布鎌小学校 5.9%、次に安食台小学校の 8.7%となっています。今後、9月から12月に小学校全校、全クラスの40クラスにおいて栄養士が食育活動を実施します。また、実施後に給食に関してのアンケート調査を行い、その結果を生かして残菜の減少を目指していきたいと思えます。

次に、給食センター施設の7月の主な修繕等についてですが、4月から7月の修繕等につきましては、調理場内のスポットクレー1台の交換、スプーン洗浄機の修繕、食品検査室のエアコンの交換、消毒保管庫の修繕を実施しました。今後は、計画している修繕や緊急的な事案に対応し、施設の適正化を図っていきたく考えています。

中島委員：

安食小学校の4年2組の68回すべての完食賞というのは、担任の先生が熱心に指導されたということですか。

由井給食センター施設長：

おそらく、学級担任が熱心に指導されたのだと思います。それぞれ、残菜量とか学級差がありますので、学級担任の取組方によって影響が出ている部分はあると思えます。今度、学校訪問に行き、給食に対してどのような取組方をしているのか、視察していきたいと考えています。

補足の紹介になりますが、竜角寺台小学校より、給食センターの方へ感謝状をいただきましたので報告いたします。

藤ヶ崎教育長：

給食の完食賞についてですが、4年2組の先生が素晴らしいという雰囲気になりやすいと思えますが、全国的には昔のように残さず全部食べるという給食ではなくなっているということをお話させていただきます。

大阪で以前、同じように給食を残さず食べさせようとしたことがあって、問題になったことがあります。この完食賞が始まったのが、私が安食小学校に校長で勤務していた時のことで、当時の栄養士さんが次の年に全国で発表することになり、そこから始まったと思えます。栄養士が集まる全国大会の栄養士研修会で発表をするために、四街道市でやっていたものを栄町でもやらせてほしいということでした。ただし、完食は強制ではなく、自由参加だということで、町教委も関与しながら了承が出て始まったと思えます。今は、嫌いなものを食べさせていく時代ではなくなっています。ましてや、食品アレルギーなどの問題があるので、アレルギー対策をしている給食センター内であればよいのですが、それをしていないところで、例えばそばが出て、そばアレルギーの子供が食べられないから、完食賞が取れなかったというのでは困ることです。

本来であれば、そのような時は、そばに似た形でアレルギー対策を取った補食的な物が提供できて、一緒に食べられて完食できればよいのですが。それができない状況の栄町では、このことが本当によいのかどうかは、疑問です。この完食賞の数字自体が表に出て、4年2組の担任の先生が一生懸命で、逆に完食賞が少ない担任の先生は何をやっているのだということになるのは、一番困ったことだと思います。そこだけは、ご理解をしていただきたいと思います。

大久保委員：

八街市の朝陽小学校で下校途中の子供を巻き込む大きな交通事故がありました。この事故はどこでも起こり得るものだと思います。今は、どの地区でも、交通安全について一生懸命に取り組んでいます。学校や保護者、地区が協力しながら子供たちの命を守るために通学路の交通安全について取り組んでいます。完璧に安全だという場所はないと思います。完璧にするには全員が保護者の車で送り迎えをするとか、様々な方策をとらなければならなくなります。それでも100%安全だということはないと思います。

ガードレールの設置などの対策をとるとしてもお金が相当にかかります。どのような対策がよいのかは、私自身もとても迷うものです。ただ、話題にしていかないと少しも改善されていかないので、何かの機会を利用してみんなで考えていければと思います。

あのような悲惨な交通事故をみると、保護者とか周囲の人がとても気の毒で、子供によっては学校に行きたくないと言っていることも聞いています。自分自身、これからは交通事故にはくれぐれも気を付けていかなければとあらためて思いました。

8 教育長閉会宣言

以上，会議の顛末を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

教 育 長 藤ヶ崎 功

会議録署名委員 石川 京子